



「検挙猶予」～犯罪の予防・警告～

私は現役の長官時代に、全国交通部長会議で「説教するなら切符切るな、切符切るなら説教するな」と訓示したことがある。現場での警察官の人間味溢れる「説諭」が違法行為の予防と再犯の防止に大きく貢献することを強調したかったからである。交通関係の反則行為に拘わらず、軽微な犯罪でその情状により再犯の危険性が薄いと認められる犯罪については、検挙して刑事手続きを進めるよりは、必要な警告、説諭を行って犯行を戒め、「犯罪の予防」と「再犯の防止」を果すことの方が秩序維持上、より効果的である。

この「検挙猶予」ともいうべき行政上の措置の根拠として、警察行政の基本法である警察官職務執行法の第五条(犯罪の予防・制止)を挙げることができる。そこでは「犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発することができる」と規定し、犯罪予防のための警告権を警察官に与えている。

この場合、特に留意すべきことは、法文の解釈上、犯罪が既遂に達している場合においても、その犯罪が継続発展しようとしている状態は「まさに行われようとする」場合と同一視されるから、その継続発展を防止するために刑事手続きとは別に「警告」という行政上の措置をとれると解されていることである(宍戸基男著「警察官権限法注解1」七十九頁参照)。

つまり、犯罪の未遂・既遂を問わず、犯罪の予防(再犯の防止)という行政目的から「警告」(説諭)を行うことができる。この場合の「警告」の内容は、加害者、被害者、その他の関係者に対し、注意、勧告、説諭などの指示をすることである。「説諭」という警告措置により、違法行為を行った者が反省し、再び違法行為を行わないという決意をしたときには、犯罪の予防(再犯の防止)という警察行政目的がすでに達成されているから敢えて刑事手続きに入る必要はない。

こうしたケースを私は「検挙猶予」と名付けたい。

相手方の立場を配慮して、人情味溢れる語りかけをすれば、必ずや相手方の心を打ち、犯罪の予防と再犯防止の効果を挙げることができる。この場合、説諭の適正と公平を期するためには、対象犯罪やその情状などについて納得のいく客観的な基準が求められるが、その内容については、刑事手続きにおいて、刑事政策上、犯罪の防止・減少を図るために採用されている「起訴猶予」並びに「微罪処分」にかかる要件を参考とすべきであろう。

刑事訴訟法第二百四十八条では、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状、並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」とされており、これがいわゆる「起訴猶予」である(起訴猶予については平成十七年では、検察庁が受理した全犯罪の53・4%が起訴猶予とされて前科を免れている訳で、訴訟経済面だけでなく、犯罪の予防、再犯の防止に大きな効果を挙げている)。

また、犯罪捜査規範第九十八条に定める「微罪処分」は、「捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ検察庁から送致の手続きをとる必要がないとあらかじめ指定されたもの(実務では、窃盗、詐欺、横領、占有離脱物横領、赃物に関する罪、賭博、暴行、傷害などで軽微なものとされている)については送致しないことができる」とされ、一月毎に一括しての微罪処分事件報告書にとどめられている。

そして犯罪捜査規範第二百条では、「微罪処分の際の処置」として 被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めること 親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徴すること 被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を

講ずるよう諭すことなどが求められている。

これらの要件及び処置は、行政上の「検挙猶予」の際においても同様に求められるところであろう。

「説教するなら切符切るな、切符切るなら説教するな」という言葉は、刑事手続きとは全く別箇の警察行政目的からなる犯罪予防のための「検挙猶予」の措置を説明し得て妙なるものがある。

警察官の人間性を遺憾なく発揮しての説諭（警告）は必ずや人の心を打ち、犯罪の予防はもとより、明るい秩序ある社会をもたらすに違いない。そのことは同時に、警察への信頼を培い、より多くの市民の協力をかち得ることに繋がる。

警察官は、平素から相手方の共感を得る豊かな人間性と、相手方の心を打つ感化力を培い、自信を持って「説諭」を行い、犯罪予防の実を挙げるよう心がけて貰いたい。そうした力量を発揮しての「検挙猶予」は、犯罪のない明るい社会への一步を力強く踏み出す確かな犯罪予防対策を形作っていくのである。